

1 ファミリーホーム制度について

- 設置主体 法人又は個人（養育家庭経験者、施設職員経験者）
- 児童の定員 5 人又は 6 人（都内事業者は全て 6 人）
- 職員配置 養育者 2 名＋補助者 1 名（養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、養育者 1 名＋補助者 2 名以上も可）
- 「家庭養護」の一形態、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くことが必要

2 ファミリーホームの状況

◆ホーム数 ※東京都全域／年度末現在

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ホーム数		3 0	3 0	3 0	3 0	2 7
内 訳	法人型	1 1	1 0	1 1	1 0	8
	里親型	1 9	2 0	1 9	2 0	1 9
新規開設		1	1	2	1	1
廃止		2	1	2	1	4

◆措置児童数 ※東京都全域／年度末現在

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1 2 2	1 2 7	1 2 0	1 2 7	1 1 2

（単位：人）

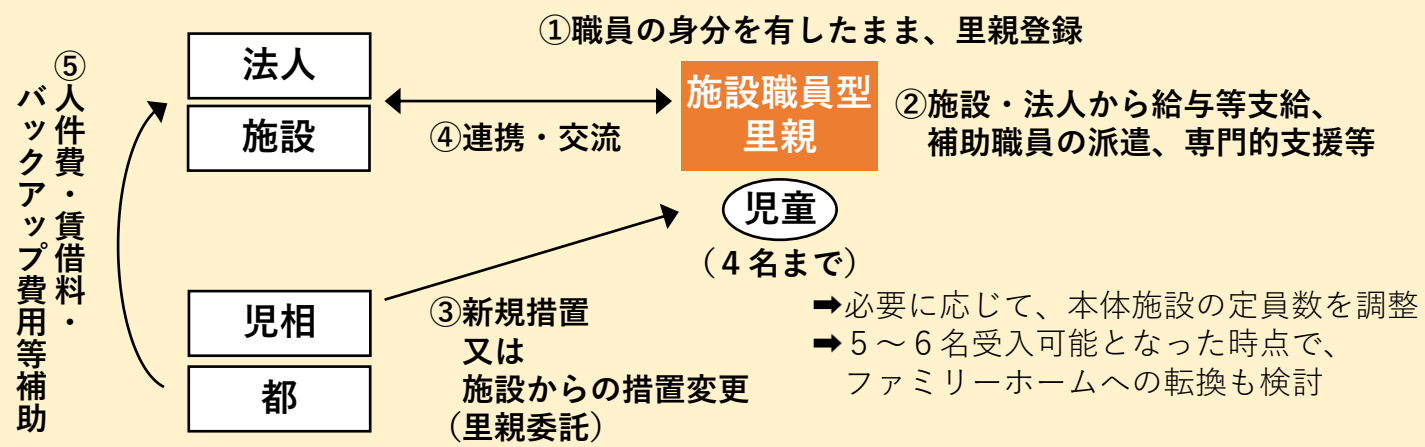
（R7は速報値）

- ・ 毎年新規の開設がある一方で、廃止するホームもあり、総数は横ばい。
- ・ R 7 年度には 4 ホームが廃止。うち 3 ホームはグループホームへの転換。
- ・ 各ホームの定員は 6 人だが、受託児童数は平均 約 4 人となっている。

3 現行制度の課題

- 単身者による養育の運用の実例は限定的（東京都管轄 2 0 ホーム中 4 ホーム）
 - 養育者はホームに生活の本拠を置かなければならず、生活と業務が一体化することによる負担が大きい。
 - 法人にとっては、同様の定員規模であるグループホームに比べて、人事配置等の運営が硬直化しやすい。
 - グループホームが定員 4 名から運営可能であるのに対して、ファミリーホームは 5 ～ 6 名の運営が前提
- より小規模な単位の家庭養護において、施設・法人と連携できる仕組みを構築してはどうか。

4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）



- **職員の身分を有したまま里親登録し、里親として児童の養育を行う。**
生活の本拠は、児童の養育を行う場所に置く。
(住居は、法人が用意する住居又は自己所有いずれも可)
- 施設・法人は、**当該職員への給与等の支給、補助職員の派遣、委託児童への専門的支援等**を行う。
当該職員は、施設の職員配置基準外の職員として、施設の支援に入ることとする。
必要に応じて、委託児童も施設との交流を可能とするなど、連携・交流を積極的に行う。
- 施設・法人は、**地域の里親・ファミリーホームに対しても、専門的支援などバックアップ**を行う。
- 当該職員としての里親は、**原則1人以上（一時保護・交流期間等を含む）を養育**することを要件とする。
必要に応じて、委託児童数に応じた本体施設の定員数の調整を行う。
- 都から施設・法人に対して、**必要な事務費（人件費、賃借料等）を補助**する。
養育力の高い里親を確保しつつ、法人・施設の運営に支障のないよう、**相応の補助水準を確保**する。
- 「施設養護」及び「家庭的養護」から「家庭養護」への移行を促進し、養育関係のパーマネンシーを維持しながら、専門的支援を必要とする児童についても、家庭と同様の養育環境を確保

■ 里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携（修正案）

○ 制度比較

	養育家庭	施設職員型里親（案）	ファミリーホーム	専門養育家庭
法的位置づけ	養育里親	養育里親	小規模住居型児童養育事業	専門里親
単位	個人（家庭）	個人（家庭）	個人事業主又は法人	個人（家庭）
人員体制	里親（夫婦） ＊条件により単身も可	里親（夫婦） ＊条件により単身も可	養育者2名(夫婦)+補助者1名 ＊養育者1名+補助者2名も可	里親（夫婦） ＊条件により単身も可
受託可能児童数	4人まで	4人まで	定員 5～6人 （都内事業者は全て6人）	4人まで（専門里親委託対象児童は2人まで）
受託児童数	1～2名が中心	1～4人	実績は全事業所平均4人	1～2名が中心
委託の応諾	個別判断	原則1人以上（一時保護・交流期間等も含む）	応諾義務あり	個別判断
対象児童	特に限定なし （一般ケース中心）	多様なケアニーズのある児童	児童間の相互作用を活かした養育が必要な児童	特に専門性の高い支援を必要とする児童 （虐待・障害・非行）
里親が受け取る金銭	措置費（里親手当等） ※就業している場合は +就業所得	措置費（里親手当等） +法人からの給与所得	措置費（事務費等）	措置費（専門里親手当等）
追加的な財政支援	なし	里親の所属する法人に対して、人件費、家賃相当を補助	措置費に運営費を含む ※施設同様の補助金制度あり	なし

＊単身の要件（東京都里親登録基準）
配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる 特段の事情があるときはこの限りではない。

➢ 養育経験、児童福祉分野での従事経験、他自治体での里親経験（単身での受託経験）等、個々の状況に応じて総合的に判断しており、施設職員型里親（仮称）については、より柔軟に認めてはどうか。

【参考】専門養育家庭について

【対象児童の要件】

○児童福祉法施行規則第1条の36／東京都専門養育家庭委託基準

- (1) 専門養育家庭による個別かつ専門的な養育が必要であり、行動障害等の症状改善や軽減若しくは非行等の行動の改善等、及び自立支援を目的として委託する児童であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア **被虐待による影響**が、「発達」「生活面」「行動」「感情」「対人関係」のうち3領域以上において顕著に見られる児童であること。
 - イ **知的障害の程度が、「東京都愛の手帳」のおおむね軽度又は中度**に相当する児童であって、「他害」「自傷」「多動」「病的生理」「感情」「自閉」等の行動障害が1つ以上該当する児童であること。
 - ウ **身体に中度の障害**がある児童又は**精神の障害**を有する児童であること。
 - エ **非行等**の問題を有する児童であって、「無断外泊・無断外出」「万引き・窃盗」「金品持ち出し」「性的逸脱行為」「暴力・破壊行為」「飲酒・喫煙」「児童自立支援施設入所歴」のうち1つ以上該当する児童であること。
- (3) 定期的に、心理指導等のための児童相談所等への通所や治療のための通院など専門機関による継続的なケアが必要又は必要と見込まれる児童であること。
- (4) 日常生活若しくは社会生活が著しく困難になる持病や行動がない児童であること。

【専門養育家庭（専門里親）の要件】

○児童福祉法施行規則第1条の37／東京都里親登録基準

- ・「養育家庭として3年以上の委託児童の養育経験」又は「児童養護施設若しくは乳児院で直接処遇職員として3年以上の従事経験」を有する者
- ・ 専門養育家庭研修の課程を修了していること
- ・ 申請者のうちのどちらかが委託児童の養育に専念できること

【参考】里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模 児童養護施設	小規模グループケア の分園型
形態	家庭養護（養育者の家庭に迎え入れて養育を行う）		施設養護（施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする）	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 （個人又は法人）	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部（法人形態）	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員4～6名	定員4～6名
養育の体制	里親 （夫婦又は単身）	養育者2名（夫婦） ＋補助者1名以上 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合、 養育者1名 ＋補助者2名以上	常勤2名 ＋常勤又は非常勤1名 ＋小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合）	児童数に応じた 4：1等の配置 ＋小規模ケア加算の 常勤1名 ＋小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合） ＋管理宿直等加算の 常勤又は非常勤1名
措置費	里親手当 90,000円 （児童1人当たり）	上記の人件費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定（現員払い）	上記の人件費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定（定員払い）	
		賃借による場合は実費を措置費で算定		
	児童の一般生活費（約5.7万円※）、教育費等は概ね共通 ※里親・FHは都加算約7千円あり			

厚生労働省資料「ファミリーホームの要件の明確化について」（平成24年4月）より一部改変
（こども家庭庁資料「児童養護施設の小規模化への職員配置の強化について」を一部参考）